

## 日向市人権・同和問題啓発推進協議会規約

### (目的)

第1条 この会は、人権・同和問題に対する市民の正しい理解と認識を高めることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、日向市人権・同和問題啓発推進協議会と称する。

### (構成)

第3条 この会は、別表の機関、団体等をもって構成する。

### (事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、人権・同和問題の啓発に関し必要な事業を行う。

### (役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計監事 2人

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長及び会計監事は、第3条に規定する構成員の中から総会において選出する。

### (総会)

第6条 この会の総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 総会は、会員総数の過半数をもって成立し、議事は、出席した会員の過半数をもって決定する。

### (決議事項)

第7条 次の事項は、総会の議決を経て決定する。

- (1) 事業計画、事業実績、収支予算及び収支決算
- (2) 規約の改廃
- (3) 副会長及び会計監事の選任
- (4) その他重要事項

### (幹事会)

第8条 この会に幹事会を置く。

2 幹事は、会長がこの会を構成する機関、団体の職員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 幹事会は、会長が招集し、会長が必要と認める事項について協議する。

### (部会)

第9条 人権・同和問題に関する専門的かつ具体的な活動を行うため、この会に次の部会を置く。

- (1) 行政部会
- (2) 社会教育部会
- (3) 学校教育部会
- (4) 企業部会

### (事務局)

第10条 この会は、事務局を日向市総合政策部地域コミュニティ課内に置く。

2 事務局長は、日向市人権・同和行政推進室長をもって充てる。

(事業年度)

第 11 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、昭和 62 年 6 月 19 日から施行し、改正後の第 10 条については、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 2 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 26 日から施行し、改正後の第 10 条第 2 項については、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 29 日から施行し、改正後の第 10 条第 1 項については、同年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 3 条関係)

行政機関等

教育機関、団体等

厚生福祉団体等

産業経済団体等

報道機関

その他の機関、団体等